

○「諮問第1号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」

○「諮問第2号 下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について」

《一括審査の理由》

いずれも下水道使用料に係る審査請求に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 地下水揚水の届出があつたにもかかわらず下水道の使用を把握できなかったことについて

地下水揚水に係る届出は、地盤沈下等を防止するために水量等測定報告書の提出を義務付けているもので、下水道の使用開始届とは目的が異なるものである。本事例は、審査請求人が公共下水道の使用開始に係る届出を提出せずに、地下水揚水を公共下水道に排出し無断使用していたものである。

* 下水道使用料の徴収漏れの把握に係る関係局間での連携について

前回の審査請求案件が提出された平成21年8月以降、環境局から地下水揚水事業所一覧の提供を受けることで、地下水使用者で下水道使用料の徴収が漏れているケースを調査し、必要に応じて現地への立入りをを行っている。また、平成25年度からは健康福祉局から地下水又は温泉水の使用者情報の提供を受けることで、徴収漏れがないかを厳重にチェックし、遡及分も含めて徴収するように改善を図っている。

* 雨水の利用に係る関係局との連携について

雨水についても地下水と同様に公共下水道に排出する際には、使用開始届の提出が必要となるが、現時点では、雨水貯留槽設置促進事業を所管する環境局との連携体制は取れていない。

* 平成4年4月の起算点から17年間、公共下水道への排水管の接続確認を行っていなかった理由について

平成21年8月に環境局に地下水揚水事業所一覧の照会を行い、平成22年11月に現地で公共下水道への排水管の接続を確認することができた。平成4年から、それまでの間に審査請求人から下水道使用開始届の提出がなかったため、地下水揚水の使用に係る汚水の排出について下水道使用の実態を知る契機がなかった。

* 下水道使用料に係る延滞金の有無と減額・免除の適用について

延滞金は納期限の翌日から発生する。本事例については下水道使用開始届を提出せずに公共下水道を使用したものであり、減額・免除を行う理由はないと考える。

* 下水道使用料の滞納処分の適用について

下水道使用料についても滞納処分の対象となるが、本事例についてはこれまでも折衝を重ねて下水道使用料を徴収している経過があるため、今後も支払い

については折衝を行って徴収していきたいと考える。なお、下水道使用料については、差押えなどの滞納処分をしたケースはない。

*** 前回の審査請求案件におけるその後の経過について**

前回の審査請求人は、審査請求後、議会への諮問を経て審査庁による裁決がなされる前に使用料の全額について支払いをしており、延滞金についても平成25年3月から分割納付を開始している。なお、審査庁による棄却の裁決が行われた後も訴訟は提起されていない。

《意見》

* 1か所の窓口が届出をすることで全ての部署に情報が共有されることが効率的な行政運営につながると考えるため、改善を検討してほしい。

* 公平適正の観点から、下水道使用の調査を確実にを行い徴収業務に取り組んでほしい。

《諮問第1号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第2号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答